

平成23年度 公立大学法人高知工科大学年度計画

目次

- 第1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織
- 第2 高知工科大学の教育、研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
- 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
- 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
- 第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報提供に関する目標を達成するための措置
- 第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

計画

第1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 年度計画の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

2 教育研究上の基本組織

(1) 学群及び学部並びに大学院研究科

学 群 ・ 学 部	システム工学群	
	環境理工学群	
	情報学群	
	マネジメント学部	マネジメント学科
大学院研究科	工学研究科	基盤工学専攻

(2) 研究所等

地 域 連 携 機 構	連携研究センター
	地域連携センター
	社会マネジメントシステム研究センター
研 究 所	総合研究所
	ナノテクノロジー研究所

第2 高知工科大学の教育、研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

- 1-1 工学系3学群や今年度学年進行が完成するマネジメント学部の、セミナー、演習、実験、実習、インターンシップ、卒業研究等の少人数教育や学生への個別指導の充実、定着をはかるため取組を継続する。
- 2-1 今年度に学年進行の完成するマネジメント学部については、カリキュラムの定着化をはかると共に課題の発見、解決を検討していく。また、工学系3学群のカリキュラム編成を引き続き着実に実行する。
- 3-1 平成22年度に見直した博士後期課程の定員変更を行う。
また、工学系三学群に対応する大学院における入学者選抜方法の方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程の方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）をより明確にする。
- 4-1 学生に対する表彰制度を改善する。
- 5-1 企業や卒業生からの意見聴取を引き続き行うとともに、教育内容の改善に向けた検討を行う。

(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 引き続き、授業評価制度の改善を検討するとともに、評価結果により授業の質、科目の内容や実施状況を検証する等により、教育内容の改善を進める。
- 2-1 教育講師によるスタディスキルズ、英語・数学の習熟度別クラス編成などを通じて、入学時学力の早期向上を図るリメディアル教育（学力再生教育）を継続する。また、導入教育支援のため、教育講師制度による教育・研究の充実を図る。
- 3-1 総合的キャリア教育を充実させるために、スタディスキルズを始めとする導入教育から2年次のキャリアプラン基礎、3年次のキャリアプラン1、2のキャリア教育の内容を検証し、より効果的に結合させていく。
- 4-1 学生の国際コミュニケーション力及び国際感覚・知識・見識を涵養するための取り組みを継続するとともに、学生の学会発表を奨励する仕組みを検討する。

(3) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

- 1-1 新しい分野における教育の可能性も踏まえて、大学教育における効果的な教育プログラムのあり方を常に検討する。また、工学系学群の新専攻に対応した実験設備の整備や施設改修等を継続して行う。
- 2-1 今年度に初めての卒業生を送り出すマネジメント学部の一期生に対してより専門性の高い教育を実施するために、大学院の設置準備を行う。また、工学系3学群に対応した新しい大学院教育プログラムを提供可能な体制を構築するための準備を継続する。
- 3-1 GPA 制度を中心とする厳格な成績評価により、卒業時に学生が到達する水準を保てる学修度評価システムの充実を継続するとともに、GPA の計算方法についても検討する。
- 4-1 シラバスの充実を継続する。また、学生の自主的学習を支援するために、ワークステー

ション室、附属情報図書館等の利用環境の充実を継続する。

- 5-1 学生の学習支援のために適切な情報管理・共有を進めるため、教務関連情報を処理する事務システムの更新について検討する。
- 6-1 戦略的大学連携支援の成果をもとに、引き続き主として四国内の他の大学と連携することによって、教育環境の向上や教育効果の改善を継続する。
また、高校教育から大学教育へとつながる連携についても協議を継続する。
- 7-1 平成 24 年度修士課程入学から、高校専修の教員免許が取得できるように準備を行うとともに、マネジメント学部において教員免許が取得できるよう検討する。また、「教職課程履修カルテ」の管理と運用体制を構築し、各種採用試験合格のための支援体制を構築する。
- 8-1 大学院教育体系の中に組み入れた TA 制度の検証と充実を図る。
- 9-1 「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク」(SPOD) 等を活用して、教員に対する FD 活動及び事務職員に対する SD 活動を引き続き推進する。

(4) 学生支援に関する目標を達成するための措置

- 1-1 学生心理相談及び教職員を含めた健康管理の充実を図る。
- 2-1 企業を対象に大学説明会を各地で開催する等、企業への働きかけを継続的に行うと同時に、教職員が相互に情報を共有し、学生の希望に沿ったきめ細かな支援を引き続き行う。
- 3-1 学生の課外活動に対する支援及び資金援助を引き続き行うとともに、学生の食生活や居住環境の改善を図る。また、学士課程学生の経済的支援のために SA 制度を導入する。

※ SA 制度

学士課程学生に教育補助業務以外の多様な業務を依頼し、謝金の支給により経済的負担を軽減する制度

- 4-1 学生に対する教育、研究成果の具体的な指標のひとつである学生の学会等での論文発表を奨励するために、研究指導を実施するとともに、国内、国外への派遣で実質的な障壁となる旅費、その他の経費を支援する制度を引き続き検討する。

(5) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置

- 1-1 推薦入試において県内高校出身者のための枠を引き続き確保するとともに、経済的理由のため大学進学を断念せざるを得ない優秀な県内高校出身者のための奨学支援制度を継続する。
- 2-1 入試結果をもとに入試制度の継続的な見直しを行うとともに、特に特待生制度についても改善を図る。
- 3-1 留学生・研究生の受け入れを促進するため、国際交流拠点（留学生寮を併設する国際交流会館（仮称））の整備に着手する。
また、社会人の受け入れ方策として、履修証明プログラムに基づいた国際建設プロジェクトマネジメントコースの開設等を行う。
- 4-1 本学における教育、研究、地域貢献活動を幅広い層に広報するための取り組みを引き続き行うとともに、高校生や受験生を中心とした層に対しては特にオープンキャンパスや模擬授業の実施により、本学の魅力を伝える。

2 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置

- 1-1 「開かれた研究の場」を形成し発展させながら、様々な研究領域における知識や研究成果を融合させて先端的研究を推進し、研究所の統合整備を行う。併せて、先端的研究設備の導入や研究設備の学内共有化を積極的に進めることにより、学際的な分野の研究や、学内の研究交流の進展につなげる。
- 2-1 一定期間ごとの学外研究活動（サバティカルリーブ）と国内外教育機関への研修制度により、世界的水準の研究者との共同研究等を引き続き推進するとともに、国際的共同研究をベースとした留学生や研究生（短期留学生を含む。）の受入を継続する。
- 3-1 引き続き研究成果を積極的に学会誌に論文発表するとともに、基礎研究成果をさらに発展させ実用化を目指す。さらには、基礎研究や応用的研究を進展させるための研究設備や研究者の充実を検討する。
- 4-1 引き続き他の教育機関や公設試験研究機関等との共同研究について協議し、実施に向けた取り組みを行う。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 1-1 研究所の統合整備を行い、研究領域の拡張と高度化を図るとともに、地域連携機構の体制整備を行う。
- 2-1 独創性の高い研究の外部資金獲得を組織的に支援するため、学内研究費による追加支援を行う等の取組の充実を図る。
- 3-1 引き続き教員枠（任期付）及び博士研究員（ポスドク）制度により、研究力を向上させるとともに、その拡充についても検討を行う。
- 3-2 研究の質の向上及び研究内容の進展を図るため、卓越した研究者を中心に研究体制の整備を推進する。
- 4-1 引き続き附属情報図書館の提供する電子版雑誌類などの情報提供力を強化するとともに、その利用の促進を図る。

3 社会貢献の質の向上に関する目標を達成するための措置

(1) 地域連携に関する目標を達成するための措置

- 1-1 地域のニーズや地域の特性を踏まえ、特色ある研究を推進するため、地域連携機構に必要な教員を配置・採用する。
- 2-1 引き続き地域連携において良好な成果を上げている研究グループや、地域連携に関連する研究が順調に進展している研究グループに対して、研究費等による活動支援を行う。

(2) 地域への開放に関する目標を達成するための措置

- 1-1 地域活性化に繋がる公開講座や地域人材の育成などの取組みを実施する。
- 2-1 引き続き大学施設を地域住民に開放するとともに、附属情報図書館は、公共図書館等との連携を進める。
- 3-1 大規模災害に備えて、県、市町村、警察、消防等の関係団体と協議し、自主訓練等を検

討する。

(3) 地域の活性化及び振興に関する目標を達成するための措置

- 1-1 平成 22 年度に高知女子大学永国寺キャンパスや東京 C I C (キャンパスイノベーションセンター) に設置したサテライト教室を新たな拠点として、社会人向け教育を引き続き推進する。
- 2-1 地域内外との連携により研究成果の実用化を目指して共同研究・受託研究等を着実に継続して行う。
- 3-1 引き続き、国や自治体等の各種委員会・審議会等への参加、企業等への講師派遣等を通じて地域貢献を図る。さらに、県内の産業振興ニーズの把握を強化する取り組みを開始する。

(4) 県内の大学及び高等学校等との連携に関する目標を達成するための措置

- 1-1 地域教育支援を担当する部局を中心に、学校現場、教育委員会との連絡を密にして、本学教育による体験授業、高校教員研修プログラム等を引き続き実施する。

(5) 国際交流に関する目標を達成するための措置

- 1-1 大学の国際性を高めるため、国際的な共同研究をベースとした留学生や研究生（短期留学生を含む）の受入れを引き続き推進する。また、海外の大学との交流や留学生の受け入れ等の事業を推進する体制を強化するとともに、その拠点として、留学生寮を併設した国際交流会館（仮称）の建設準備に着手する。
- 2-1 引き続き国際学会・シンポジウム等の誘致活動を行うとともに、国際学会等の開催を支援する仕組みを検討する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 1-1 私立大学の運営メリットを生かし、公立大学法人として柔軟かつ機動的な法人運営に努める。
- 2-1 経営と教学の適切な役割分担を可能とする業務体制を引き続き検討する。
- 3-1 意志決定の迅速化及び業務の効率化を図るため、見直しを行ってきた各本部及び各センター組織について、学内外の動向等に即した組織体制となっているかの検証を常に行い、必要な改善を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1-1 教育ニーズを考慮しながら新しい分野における教育の可能性について常に検討し、必要な取組を継続する。
- 2-1 今年度に初めての卒業生を送り出すマネジメント学部の一学期生に対してより専門性の高い教育を実施するために、マネジメント学部に対応した大学院の設置準備作業を行う。また、工学系 3 学群に対応した新しい大学院教育プログラムを提供可能な体制を構築するための準備を継続する。(再掲)

- 3-1 平成 22 年度に高知女子大学永国寺キャンパスや東京 CIC（キャンパスイノベーションセンター）に設置したサテライト教室を新たな拠点として、社会人向け教育を引き続き推進する。（再掲）
- 4-1 地域連携機構と研究本部の機能分担と研究者による連携を推進することで、研究体制の充実を図る。
- 5-1 学長が定めた重点分野における教育・研究を推進するために、引き続き任期付の専任教員及び特任教員を採用・配置するとともに、その拡充について検討を行う。
- 5-2 重点分野の研究を推進するために、博士研究員を採用・配置するとともに、一部授業を行う助教の採用についても検討を行う。
- 6-1 中長期的な見直しのもとに、教職員の適正な採用・配置を引き続き行う。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 1-1 優秀な人材を確保するための仕組みを引き続き検討する。
- 2-1 教員及び事務職員の業績や職能履歴の適切な管理方法の検討を行う。

4 事務等の効率化かつ合理化に関する目標を達成するための措置

- 1-1 大学情報を一元的に管理・運用するシステムの基本設計を推進する。
- 2-1 事務職員の職能等に応じて策定した研修計画に基づき、職員研修を引き続き実施する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

- 1-1 引続き科研費等の審査基準、審査内容及び制度について、各教員の理解を深めるとともに、競争的教育研究資金の応募件数と採択率のさらなる向上を図るための取組みを継続する。
- 2-1 中期的な見通しのもとに、競争的資金による教育研究活動を行う人員を引き続き確保する。

2 効果的・効率的な経費の執行に関する目標を達成するための措置

- 1-1 業務に関する調査・分析をもとに、継続的な改善を行う。
- 2-1 引き続き事務職員のスキルアップのための研修を実施する。
- 3-1 効果的かつ効率的な経費の執行ができる体制をより強固なものとし、その結果生じた剰余金を教育研究および業務運営の発展のために投資を行う。
- 4-1 運営費交付金、経済情勢、他の国公立大学の動向を考慮し、組織や学生数等に応じた教育研究費の配分などの必要な予算配分を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1-1 引き続き定期的な資産の点検および評価を実施する。
- 2-1 資産台帳をもとに、効果的かつ確実な運用・管理を行う。

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検及び評価並びに当該状況

に係る情報提供に関する目標を達成するための措置

1 自己点検及び評価並びに第三者評価に関する目標を達成するための措置

- 1-1 年度計画の実施状況を定期的に把握し、業務実績報告書に取りまとめるとともに、中期計画の達成に向けた進捗管理を行う。
- 2-1 自己点検・評価をもとに、認証評価機関への申請を行う。

2 情報公開等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 引き続き、学内情報の積極的な情報開示を行う。
- 2-1 継続してリポジトリ(論文等の大学知的資産の公開サイト)のコンテンツ収集に努め、発信できる内容を更に充実させる。
また、この目的のためにデータの集積・管理者として提供できるサービスを検討する。

第6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置

1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 引き続き施設設備の利用状況を調査し、有効活用を行う。
- 2-1 引き続き施設設備・教育用機材の現状調査を行い、必要な更新を行うとともに、教育研究上の要請をふまえた拡充を検討する。
- 2-2 施設管理委員会の修繕方針に基づき、必要な修繕を引き続き実施する。
- 3-1 避難場所として必要な設備・建物の維持・整備を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 1-1 引き続き安全衛生に関する学内委員会を中心に、安全管理を推進する。
- 2-1 安全衛生管理に関する学内委員会を中心に適正な管理を行い、安全衛生管理を推進して行く。

3 社会的責任に関する目標を達成するための措置

- 1-1 各種ハラスメントの対応マニュアルは、必要に応じて見直しを図る。
- 2-1 引き続き、ハラスメント防止のための啓発活動を行う。
- 3-1 ハラスメント相談を行いやすい環境を構築するための検討を行う。
- 4-1 監査室、不正防止推進委員会、ハラスメント委員会などを中心にコンプライアンスを推進するための体制について検討を行う。
- 4-2 引き続き、不正防止計画に基づき、研修会の実施などの具体的な不正防止対策を講じる。

4 環境保全等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 廃棄物分別管理の啓発活動を継続して行う。
- 2-1 環境保全や環境への負荷低減に貢献する教育研究活動を推進する。
- 3-1 引き続き使用エネルギーの削減及びリサイクル活動を行う。